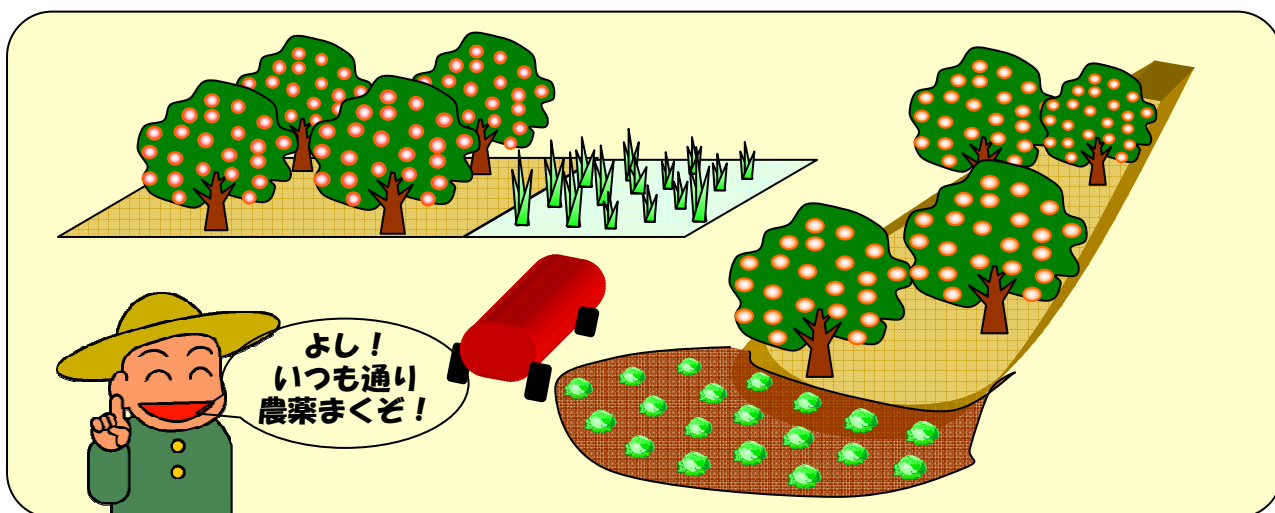


農薬のポジティブリスト制度 知っていますか??

Aさんは、明日、自分の園地に農薬を散布します。近くには、Bさんのキャベツ畑や、Cさんの水田があります。これまでと同じく、農薬取締法を遵守しつつ、散布準備をしています。・・・。



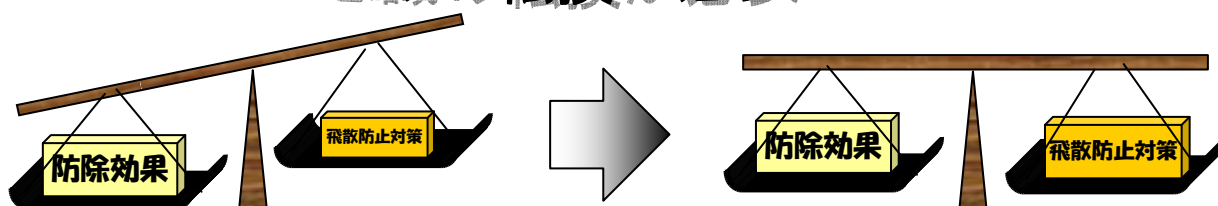
ちょっと待って



果樹農家の皆さん、今一度「防除」について考えましょう!



今、意識の転換が必要です!



農林水産省・日園連

ポジティブリスト制度について

- 食品衛生法が改正され、残留農薬のポジティブリスト制度が平成18年5月29日からはじまります。
- この制度は、すべての食品に残留農薬基準値が設定されます。
- 残留農薬基準値がない農薬については、0.01ppmが基準値として設定されることになります。
- この基準値をオーバーしてしまうと、生産物の出荷停止・回収などの対応が求められる可能性があります。

(例)A農薬

	現行制度	制度導入後
りんご	0.3 ppm	現行どおり
ぶどう	基準なし	0.01ppm
小麦	基準なし	0.2 ppm (国際基準等参考)
レタス	基準なし	0.01ppm

} これを超える食品の
流通禁止

これまで、残留基準がなかったもの(色つき部分)について注意が必要です。特に基準値がない品目は、0.01ppmと低い基準値(黄色)が設けられています。

- すべての食品について、残留基準値が設けられたことから、今後は、農薬散布の際には、近隣作物への影響も配慮することが求められます。
- これは、果樹農家だけの問題ではありません。地域の問題です。
「関係ない」では、すみません。
- 特に、果樹栽培では、省力化のためSS等が農薬散布に利用されています。
- つまり、果樹など地域の農産物を安心して出荷・販売・購入するには、これまで同様、農薬使用基準に基づく農薬の使用方法を遵守するとともに、農薬の飛散(ドリフト)に配慮することが必要です。

安心して果樹農業を続けていくため・・・

農薬使用基準の遵守に加え

散布する農薬の飛散防止

が必要です

果樹農業における対策は・・・

1 果樹農家が地域の取組に積極的に参画し、連絡体制を作りましょう。

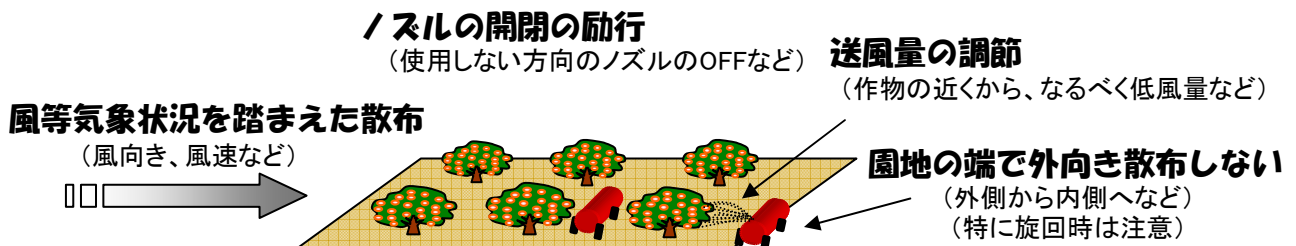
地域単位の指導体制や農業者相互の連絡体制を構築しましょう。
個人で、農薬散布情報の収集や提供、周囲の農産物の生産状況を把握するのは大変です。
連絡体制を構築して、農薬散布の情報入手・提供や農作業等を行いやすくしましょう。
皆さんで地域を先導して、話し合いの場を設けましょう！

さあ！話合おう！

〇〇日にY農薬まくさ！
〇〇日に収穫するさ！



2 農薬散布の方法を再検討しましょう。



3 農薬の種類・散布量の検討を行いましょう。

- 飛散しにくい剤型の選択
- 周囲の農作物にも登録のある農薬の選択 等

4 中長期的視野も含めた栽培面からの取組を進めましょう。

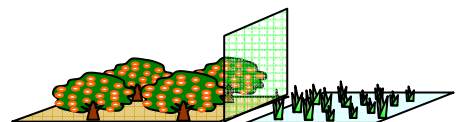
樹形の管理

防除効果の出やすい樹形管理
込み入った枝、高い枝のせん定
わい化樹への改植 等



園地の境界の工夫

境界へのネット、防風林の設置
園地間の距離の確保 等



品種構成

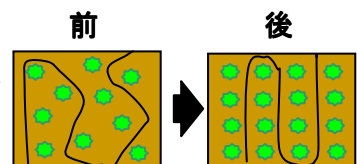
同一園地内の品種構成の見直し 等

アタッチメントの活用

ドリフト低減ノズル
側面遮風板の活用 等

園地の設計

傾斜の緩和や
計画的な植栽 等



その他

1 アドバイスしてくれる地域の指導機関

- ◎ 都道府県の病虫害防除所
- ◎ 都道府県の普及指導センター
- ◎ JAなどの地域の農業団体の営農指導員

積極的に
相談しよう!!



2 参考資料

地上防除ドリフト対策マニュアル



社団法人 日本植物防疫協会刊

農薬の飛散防止対策の手引き



農林水産省消費・安全局植物防疫課作成

※ 上記資料については、農林水産省ホームページから参照できます。

<http://www.maff.go.jp/nouyaku/index.html>

(「ポジティブリスト制度相談窓口を作成しました」をクリック)

農林水産省生産局果樹花き課(果樹生産班)

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番1号

TEL 03-3502-8111

日本園芸農業協同組合連合会

〒143-0001 大田区東海3-2-1 (大田市場事務棟7階)

TEL 03-5492-5424